



立入禁止

御嶽山には噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表されています。下呂市では災害対策基本法第63条第1項に基づき、火口から概ね1kmの立入規制をしています。噴石・火砕流等の危険があるため、規制区域には絶対に立ち入らないでください。許可なく立ち入った場合は、法律により罰せられます。また、異常を感じた場合には直ちに避難してください。